公　告

諸　事　項

工場財団

東京都中央区京橋一丁目５番８号**日本冶金工業株式会社**の工場財団に、川崎市川崎区小島町４番２号日本冶金工業株式会社川崎製造所、京都府宮津市字須津413番地日本冶金工業株式会社大江山製造所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年10月16日

横浜地方法務局川崎支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告